

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成27年10月）

対象

1. 死亡事例について
厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡63事例（69人）を対象とした。

区分	第11次報告			（参考）第10次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	36	27	63	49	29	78
人数	36	33	69	51	39	90

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した場合を言う。

2. 重症事例（死亡に至らなかった事例）について
厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった18事例（18人）を対象とした。

3. 死亡事例数及び人数（第1次報告から第11次報告）

第1次報告	第2次報告	第3次報告	第4次報告	第5次報告	第6次報告	第7次報告	第8次報告	第9次報告	第10次報告	第11次報告	計	
											心中以外	心中
H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	心中以外	心中
24	53	51	48	73	64	47	45	56	49	36	27	
25	8	30	61	64	67	49	51	41	51	36	33	

（別添1）

死亡事例の分析

集計結果による分析

- 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が16人(44.4%)と最も多く、0歳から2歳までを合わせると24人(66.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が21人(58.3%)、ネグレクトが9人(25.0%)。直接死因は、「頭部外傷」11人(有効割合39.3%)が最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が5人(同17.9%)、「頸部絞扼による窒息」が4人(同14.3%)であった。
- 直接死因が「頭部外傷」のうち「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)」が6人(有効割合60.0%)であり、その加害者の5人が実父などの男性であった。
- 主たる加害者は、「実母」が16人(44.4%)と最も多く、次いで「実父」が8人(22.2%)、「実母と実父」が5人(13.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」が10人(27.8%)、「望まない妊娠」が8人(22.2%)と多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」が6人(16.7%)と最も多く、次いで「しつけのつもり」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにはいらなかったため」がそれぞれ4人(11.1%)であった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「中毒(火災によるものを除く)」が8人(有効割合26.7%)で最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が6人(同20.0%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が18人(54.5%)と最も多く、次いで「実父」が9人(27.3%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「家族の介護負担」等の「その他」11人(33.3%)を除き、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が8人(24.2%)と最も多く、次いで「保護者自身の精神疾患、精神不安」が7人(21.2%)であった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(36.1%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であり、市町村(虐待対応担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が10例(27.8%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(22.2%)、心中による虐待死事例で2例(7.4%)であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における1回あたりの平均検討事例数は102.1例で、会議の平均時間は2.9時間であった。

4 児童相談所職員の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した児童相談所における当該事例担当職員の平成25年度の受け持ち事例数は一人あたり平均109.1件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均65.0件であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（個別調査票による調査の結果）

1 調査対象及び回答状況

- 平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性がある事例（心中未遂を除く）18例（18人） ※死亡に至らなかった事例

2 重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」11人（61.1%）と最も多く、3歳未満は13人（72.2%）と大部分を占めた。

3 虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が10人（55.6%）、「ネグレクト」が7人（38.9%）であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が5人（27.8%）、「低栄養による衰弱」が4人（22.2%）と多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が8人（有効割合50.0%）と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ4人（同25.0%）であった。
- 加害の主な動機は、「保護を怠ったことによる重症」と「泣きやまないことにはいらなかったため」が多かった。

4 関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与「あり」が3例（16.7%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与「あり」が5例（27.8%）であった。
- 事例の発生の全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されており、重症の受傷以前において回協議会で検討されていたケースは3例（16.7%）であった。

5 重症となった受傷後の対応状況

- 重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は11例（61.1%）、平成25年9月1日時点で加害者と同居していない事例は11例（61.1%）あり、このうち、「家族再統合」を方針としているものが3例（27.3%）、「分離」を方針としているものが5例（45.5%）であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（ヒアリング調査の結果） - 3事例から -

個別調査票により回答のあった重症事例18例（18人）のうち、重症に至る受傷以前から、児童相談所、市町村等関係機関の関わりがあるなど特徴的な事例を選定し、以下の3事例についてヒアリング調査を実施。

1 事例の概要

【事例1】精神疾患のある養育者の事例

実父が寝ている間に、精神疾患を抱える実母が長女（当時1か月）を叩き、腹部への内出血痕が残る外傷を負わせた事例。

【事例2】体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱えた養育者の事例

体重増加不良等健康状態の維持が極めて難しいという特徴を有し、医療機関において明確な診断がなされない長女（当時4歳）について、実母は育児に深刻な悩みを抱える中、長女が低栄養等による重篤な状態に陥り入院した際に、医療機関の治療方針への拒絶に至った事例。

【事例3】若年妊娠・出産、経済的困窮等養育に困難を抱える養育者の事例

実母（当時10代後半）が、実父の不在時に、飲酒により入眠した間に、室内で飼育していた小型犬に長男（当時3か月）が身体の一部を咬まれ、出血性ショックに陥り救急搬送された事例であり、「養育の怠慢」として医療機関から児童相談所へ虐待通告があった事例。

2 重症事例の未然防止に向けた対応策に関する分析

(1) 精神疾患のある養育者等支援を必要としている家庭への対応

- ・ 支援機関と養育者の家族との間で信頼関係を構築し、支援者になってもらうよう働き掛けることが重要。
- ・ 家族の負担、養育者の状態等を踏まえ、適時適切にアセスメントし、支援できる体制をとっておくことが必要。
- ・ 医師に養育者の思いの確認や、支援を受けることに関する助言等を依頼するなど、あらゆる協力依頼を試みる必要がある。
- ・ 医療機関においては、早期からの関係機関との協議や、必要に応じた他の精神医療機関の紹介等切れ目ない支援が重要。等

(2) 体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱える養育者への対応

- ・ 基礎疾患のない発育不全は、不適切な養育環境が背景にあることが多いとされていることを十分に認識した対応・支援が重要。
- ・ 乳幼児健診や家庭訪問等を通して、児童の発育・発達、養育者の思いや育児方針、養育者と児童の愛着関係等、家庭全体を多面的にアセスメントした上での適切な対応・支援が必要。
- ・ 児童の発育・発達状況に応じた関係機関での早期情報共有のほか、支援方針、児童が重篤な状態に陥った場合の対応等についての協議を行い、関係機関で連携した支援の継続が重要。等

3 死亡に至るリスクを軽減するために特に重要であると考えられる取組

- 家族や養育者との協力関係を構築し、支援における「強み」として活かすこと
- 対応に苦慮するケースであっても、粘り強く支援を継続すること

(3) 若年妊娠・出産など養育に困難を抱える養育者への対応

- ・ 支援機関は、養育者の児童への愛着や愛情の有無にのみ左右されず、養育者の持つ課題解決能力等の「強み」と「リスク」の双方を客観的にアセスメントすることが重要。
- ・ アセスメントを行う場合は「児童の安全への配慮ができて得るか否か」という観点の重要性を認識し、生活の場や児童の発育・発達状況に応じた適切かつ具体的な支援が必要。
- ・ 養育者の生活歴等を可能な限り詳細を把握し、養育者の特性を見極め、養育能力全般を総合的に判断した上での支援が重要。等

(4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関の情報共有

- ・ 連携体制の構築
- ・ 精神疾患等リスク要因のある母については、リスク軽減につながる他の要素も考慮しつつ、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録し、産後も含めた支援計画を検討し、関係機関間で共通認識を持つておくことが重要。
- ・ 特定妊婦を同協議会の対象として登録する等の体制整備が重要。等

(5) 自治体における検証の実施

- ・ 被虐待児が生存している重症事例については、関係機関における今後の対応等に関する検討のほか、他の類似ケースへの対応に活かす観点で、それまでの対応等を振り返り、問題点、課題、対応策等について事例検証を実施し、結果を共有することが重要。

課題と提言

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び重篤化の予防
 - 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化
 - 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施
 - 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援
 - 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施
- 2 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
 - 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施
 - 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施
 - 児童相談所及び市町村の職員の相談援助技術の向上

- 3 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
 - 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方
 - 入所措置解除時の支援体制の整備
 - 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
- 4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
 - 専門職の積極的な採用や人事ローテーションの工夫による経験者の効果的な配置
 - 民間団体との連携や外部の専門家を活用による専門性の向上
 - 業務量に見合った職員配置数の確保
- 5 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
 - 地方公共団体による死亡事例をはじめとした重篤な事例に係る検証の積極的な実施
 - 検証報告の積極的な活用による重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化の予防
 - 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠期からの包括的な相談及び支援体制の整備
 - 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備
 - 児童相談所と市町村が初期対応において見落としや遅滞がなく、相互に納得・連携しながら適切な支援を行うための体制整備
- 3 児童相談所及び市町村の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上
 - 地方公共団体における人員の確保の推進
 - 職員の専門性が担保、蓄積されるような制度の工夫
- 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進
- 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備
- 6 虐待死事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

【第11次報告における死亡事例の概要】

<心中以外>36例、36人 <心中>27例、33人 <総数>63例、69人

番号	項目	心中以外		
		11次報告	1～11次報告	11次報告の傾向
1	子どもの年齢	・0歳16人(44.4%) ・0日児4人(0歳児の25.0%)	・0歳256人(44.0%) ・1歳72人(12.4%) ※1次からの合計人数582人	・0歳が最も多く、3次と4次を除いて全体の4割を超えているという例年と同様の傾向。
2	虐待類型	・身体的虐待21人(58.3%) ・ネグレクト9人(25.0%)	・身体的虐待386人(66.3%) ・ネグレクト154人(26.5%)	・身体的虐待が6割程度、ネグレクトが2割以上という例年と同様の傾向。
3	主たる加害者	・実母16人(44.4%) ・実父8人(22.2%)	・実母320人(55.0%) ・実父95人(16.3%)	・実母が全体の過半数を下回り、実父の割合が増えた。
4	加害の動機	・保護の怠慢6人(16.7%) ・しつけのつもり4人(11.1%) ・泣きやまないことにいらだったため4人(11.1%) ・子どもの存在の拒否・否定4人(11.1%)	・保護の怠慢86人(15.4%) ・しつけのつもり72人(12.9%) ・泣きやまないことにいらだったため52人(9.3%) ※2次以降の集計項目のため、合計人数557人	・保護の怠慢によるものが最も多いという例年と同様の傾向。
5	妊娠期・周産期の問題 (複数回答)	・妊婦健診未受診10人(27.8%) ・望まない妊娠/計画していない妊娠8人(22.2%)	・妊婦健診未受診110人(21.7%) ・望まない妊娠/計画していない妊娠110人(21.7%) ※3次以降の集計項目のため、合計人数507人	・妊婦健診の未受診、望まない妊娠/計画していない妊娠が2割以上という例年と同様の傾向。
6	養育者(実母)の心理・精神的問題 (複数回答)	・育児不安8例(22.2%) ・養育能力の低さ12例(33.3%) ・精神疾患4例(11.1%) ・うつ状態6例(16.7%)	・育児不安120例(26.3%) ・養育能力の低さ130例(28.4%) ・精神疾患49例(10.7%) ・うつ状態53例(11.6%) ※3次以降の集計項目のため、合計457例(実母が「いる」と回答した例数)	・育児不安や養育能力の低さの問題が2～3割という例年と同様の傾向。
7	地域との接触	・ほとんど無い11例(有効割合40.7%) ・乏しい11例(同40.7%)	・ほとんど無い124例(有効割合42.6%) ・乏しい82例(同28.2%) ※2次以降の集計項目のため、合計291例 (「不明・未記入」230例を除く)	・地域との接触がほとんど無い、乏しいを併せて8割(例年は約7割)。

番号	項目	心中		
		11次報告	1～11次報告	11次報告の傾向
8	加害の動機	・夫婦間のトラブルなどの家庭の不和8人(24.2%) ・保護者自身の精神疾患、精神不安7人(21.2%) ・経済的困窮4人(12.1%)	・保護者自身の精神疾患、精神不安54人(33.8%) ・経済的困窮27人(16.9%) ※8次以降の集計項目のため、合計160人	・夫婦間のトラブルなどの家庭の不和の割合が増えた。 (例年:保護者自身の精神疾患、精神不安が多い)
9	養育者(実母)の心理・精神的問題 (複数回答)	・うつ状態5例(18.5%) ・育児不安7例(25.9%) ・精神疾患8例(29.6%)	・うつ状態61例(20.6%) ・育児不安69例(23.3%) ・精神疾患66例(22.3%) ※3次以降の集計項目のため、合計296例(実母が「いる」と回答した例数)	・うつ状態、育児不安、精神疾患が2～3割程度という例年と同様の傾向。

※5と6と9については複数回答

※「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合